

### 1) 経産省は外為法の省令改正にて企業の先端技術移転に関する事前報告を義務付け

- ・経産省は4月24日に、企業が先端技術を海外に持ち出す際の技術流出や軍事転用を防ぐため、外為法の省令改正を行い、事前報告を義務付ける方針を発表した。今夏にも省令を改正する予定。従来から先端技術の持ち出しは規制されていたが近年、流出のリスクが高まっていることから規制強化を行う。

### 2) 政府は転売防止対策で訪日客免税は出国時に還付する制度の見直し検討

- ・免税価格で土産品を購入し、日本国内で転売して利ザヤを稼ぐ不正行為が相次いでいるため、政府は訪日客向けに消費税を免除する制度の見直しを検討している。不正防止対策として、消費税込みで商品を購入してもらい、出国時に消費税分を払い戻す還付方式の導入を目指しており、令和7年度税制改正に盛り込みたい考え。

### 3) 「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」開催

- ・令和6年5月21日に東京証券取引所にて同会議（第16回）が開催され、市場区分見直し後の状況と今後のフォローアップ、および企業行動規範の見直しについて協議が行われた。
  - ・今後のフォローアップとして以下のアクションが示された。
    - ①（上場維持基準に関する経過措置）基準未達企業において、改善期間の終了を意識して、基準適合に向けた取組みや、アクションの検討が早期に進められるよう、東証では、基準未達企業とのコミュニケーションをより密に行っていく。また、市場に混乱が生じないように、投資者への十分な周知を実施。
    - ②（企業価値向上に向けた取組）3月期決算企業を中心とした多くの企業による取組みの開示・アップデートが出揃う夏以降に、改めて企業の対応状況や投資家からのフィードバックを取りまとめ、企業の実効的な取組みや投資者との建設的な対話を更に促すための方策を検討。特にプライム市場では、軸足を初動としての「開示状況」から実質面にシフトする。
    - ③（英文開示）プライム市場における英文開示義務化に向けたフォローアップとともに、スタンダード市場やグロース市場を含めた全上場会社向けに、英文開示に取り組む際に参考となるコンテンツの拡充など、上場会社向けのサポートを継続的に実施。
    - ④（グロース市場の機能発揮）「上場理由等の開示の促進」と「投資者への積極的な情報発信の促進」について、5月中を目的に【グロース市場における投資者への情報発信の充実に向けた対応について】を発行体・市場関係者に案内予定。「機関投資家への情報発信の支援」についても、あわせて周知予定。
  - ・「上場準備に関する正しい理解の促進」についても、5月中を目的に、IPOに係る疑問を東証に直接相談できる窓口や上場審査に関するFAQ集を発行体・市場関係者に案内予定。
  - ・企業行動規範については、前回会議（3月22日）の補足として、最近のMB0や支配株主による完全子会社化の事例に関して、買付価格や公表直前の株価推移に係る追加の分析が報告された。
- なお、詳細情報は次のURLを参照。<https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/index.html>

### 4) 「持続的な企業価値向上に関する懇談会」が設立され、3回の会合が開催された。

- ・令和6年4月30日に経済産業省経済産業政策局企業会計室より、同懇談会の設立が発表され、5月7日（第1回）、5月10日（第2回）、5月16日（第3回）に会合が行われた。伊藤邦雄一橋大学教授を座長とし、企業家、投資家の有識者24名の委員をメンバーとしている。

- ・同懇談会設立の背景および問題意識は次の通り。
  - (1) 2014 年の伊藤レポート公表以降も、価値協創ガイダンスや東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの公表をはじめ、各所から各種ガイダンス等が公表されるなど、企業価値向上に向けた様々な取組が行われてきた。
  - (2) こうした中、一部の企業では、コーポレートガバナンス改革も進み、経営変革が行われた結果、企業価値が向上した。しかし、日本企業全体では、依然として、ROE、PBR 等のパフォーマンス指標を見る限りにおいて米国・欧州企業と比較して差があるのが実情である。この 10 年間、一部の企業を除き、多くの日本企業において、これまで指摘されてきた課題が 解消されず、パフォーマンスが上げられなかったのはなぜか。
- ・懇談会の目的は、1. 伊藤レポートで提言・推奨した各課題等について、公表後 10 年間の進捗状況を確認した上で、取組が不十分だった課題については、取組が進まなかった要因の分析を行う。2. その上で、課題や要因は、企業経営、取締役会、資本市場などにまたがり、複合的に絡み合っていると考えられるが、当時から環境変化も踏まえつつ、今後の対応の方向性を検討する。としている。
- ・主な課題として以下の 8 項目が示された。
  - ①：成長期待の向上の必要性、②：長期視点の経営の必要性、③：取締役会の実効性強化の必要性、④：経営者の選任・解任機能の強化の必要性、⑤：CF0・FP&A 機能の強化の必要性、⑥：投資家・資本市場から企業経営への規律付けの必要性、⑦：対話・エンゲージメントの実効性強化の必要性、⑧：企業価値に対する認識のずれ
- ・6 月を目途に課題の整理を行う予定で、課題の整理を踏まえて、7 月以降も、必要に応じて、議論を継続。なお、詳細情報は次の URL を参照。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/improving\\_corporate\\_value/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/improving_corporate_value/index.html)

## 5) 投資家と企業とのエンゲージメントの活発化動向を踏まえ、「大量保有報告制度」の一部内容が改正

- ・5 月 15 日、国会にて、金商法改正法案が可決・成立し、平成 26 年改正以降、実質的な改正が無かった大量保有報告制度が一部改正された。これは、2023 年 12 月 25 日公表の金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等 WG」報告・提言（以下「WG 提言」という。）における大量保有報告制度に係る提言のうち、「共同保有者の範囲の明確化」「現金決済型のデリバティブ取引を届出対象に含めること」を立法化したものである。
- ・「共同保有者の範囲の明確化」について  
投資家が、他の投資家と協働して、企業とのエンゲージメント活動を行う場合、共同の議決権行使等の合意がある「共同保有者」として大量保有報告書提出対象となるおそれがあり、他の投資家との協働エンゲージメントを委縮させていた。そこで、投資家が共同して重要提案行為（例：企業支配権に直接関係する提案）を行わない場合（例：配当方針や資本政策の変更）には「共同保有者」に該当しないことを明確にした。
- ・「現金決済型のデリバティブ取引を大量保有報告書の届出対象とすること」について  
株式交付を予定しない現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引は、大量保有報告制度の提出対象ではなかったが、そのポジションを利用し会社経営に影響力を及ぼすエンゲージメントが行われ、あるいは議決権等の株主権の移動を伴う現物決済型への変更を前提とする場合もあることから、現金決済型であっても、株式の取得や議決権行使に影響力を及ぼし、重要提案行為等を目的とする場合は、大量保有報告書の届出対象とし、投資者に関する情報開示を求めることとした。
- ・WG 提言の大量保有報告制度に係るその他の項目（①重要提案行為の範囲 ②大量保有制度の実効性の確保 ③株券等の保有割合の算出に取得条項付株式の転換後の株式数を勘案すること ④保有目的、担保契約等重

要な契約等の記載内容の明確化 ⑤みなし共同保有者からの除外認定)については、今後、政府令の改正により実施される予定であり、引き続き金融庁の動きを注視する必要がある。

・なお、改正法の内容および WG 提言の内容については、下記の URL を参照されたい。

(改正法の内容) <https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/index.html>

(WG 提言の内容) [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20231225.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231225.html)

## 6) 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」および「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の二つの新法が成立

・5月17日、国会にて、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律」(以下「水素社会推進法」という。)と「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」(以下「CCS 事業法」という。)が可決・成立した。

・水素社会推進法は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図ることを目的とし、低炭素水素等の供給・利用の早期促進のため、計画認定事業者に対する支援措置(例: 価格差支援・拠点整備支援)を講じ、また高圧ガス保安法許可、港湾法届出を不要とし、導管に係る道路占用許可付与などの特例措置を設ける。

・CCS 事業法は、二酸化炭素貯留に係る試掘・貯留事業の許可制度、および鉱業権同様の「みなし物権」となる「試掘権」「貯留権」を創設し、貯留事業および運送・導管輸送に係る事業規制・保安規制を整備する。

・水素社会推進法と CCS 事業法は、水素・アンモニアの普及と二酸化炭素貯留事業の社会実装に向けた国レベルの活発な動きに伴うものであり、今後、これらの事業にどのように作用するか注視が必要である。

・なお、水素社会推進法および CCS 事業法の内容については、下記の URL を参照されたい。

(水素社会推進法の内容) [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/pdf/012\\_02\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/pdf/012_02_02.pdf)

(CCS 事業法の内容) [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/pdf/012\\_02\\_03.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/pdf/012_02_03.pdf)

## 7) EU にて、世界初、包括的に AI を規制する法律が成立

・5月21日、EU 閣僚理事会において「人工知能(AI)を包括的に規制する規則」(以下「AI 規制法」という。)が採択され、AI の規制に関する議論が各国で進む中、先駆けて AI 規制法が成立した。

・AI 規制法は、AI のリスクに応じてランク分けし、容認できないリスクを伴う用途(例: ソーシャルスコアリング・人種などセンシティブな特徴に基づく生体分類・犯罪行動予測)での AI 利用を禁止し、以下、高リスク AI、低リスク AI、最小リスク AI のランク分けを行い、規制レベルに強弱を付けている。

・生成 AI については、低リスク AI のランクの規制対象とされ、技術文書・情報提供、EU 著作権法の遵守、学習に使用したコンテンツのサマリー公開など、一定の透明性要件が課されている。

・AI 規制法は、EU 域外の企業にも一定の要件に該当する場合は適用され、違反時は、会社グループの全世界年間売上高の 1.5%~7%の制裁金が課される。EU に拠点がある場合や、EU 域内にて AI サービスの提供や AI のアウトプットの使用可能性がある場合は、AI 規制法の適用の有無を確認する必要がある。

・日本政府は、AI 規制法成立の翌日(5月22日)、第9回「AI 戦略会議」にて、これまでは AI の進歩・変化に迅速・柔軟に対応するためガイドライン等のソフトローによる規制を基本としてきたところ、今後、法律・基準等のハード・ローの国際的な動向等も踏まえ、AI 規制のあり方を検討する考えを示した、

・なお、AI 規制法の内容および第9回「AI 戦略会議」の内容については、下記の URL を参照されたい。

(AI 規制法の内容) 総務省解説 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000826707.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000826707.pdf)

EU 採択原文 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-24-2024-INIT/en/pdf>

(第9回 AI 戦略会議の内容) [https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai\\_senryaku/9kai/9kai.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/9kai/9kai.html)



## 8) 倫理規則及び実務ガイダンスの改正に関する公開草案のコメント結果を公表

・5月20日に日本公認会計士協会は、4月23日開催の第11回倫理委員会有識者懇談会にて行われた、倫理規則及び倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正の公開草案に寄せられたコメントへの対応に関する説明を公開した。

・有識者懇談会の主なメンバーは、議長が八田進二(青山学院大学大学名誉教授)で、遠藤元一弁護士、後藤敏文(元日本監査役協会会長)、弥永真生(元筑波大学教授)等、当会にも馴染みの先生方が入っておられる。

・コメント No.7 の紹介: 今回の IESBA 倫理規定の改訂に伴う倫理規則の見直しは、公認会計士の倫理について国際的な整合性を図る事が目的であると理解している。コメント対応案では「諸外国でも IESBA 倫理規定の改訂を踏まえた PIE (社会的影響度の高い事業体) の範囲の見直しがされており、こうした国際的な動向も踏まえ、今後も必要に応じて検討をします」とあるが、諸外国と比較して、我が国の企業が国際的に劣後する状況にならないことを確かめながら、見直しをしていく必要がある。また、可能であれば業界団体や利害関係者等との対話の場を設け、今後の検討に繋げて頂きたい。

・詳細な内容は下記の URL を参照頂きたい。

[倫理委員会有識者懇談会\(2024年4月23日\)の議事要旨等の公表について | 日本公認会計士協会\(jicpa.or.jp\)](https://www.jicpa.or.jp/kyougi/2024/04/23/)

## 9) 小林製薬紅麹被害: 機能性食品に甘い品質管理。健康被害に報告義務など管理強化へ

- ・小林製薬が製造・販売した機能性表示食品の「紅麹」成分のサプリメントで健康被害が拡大している問題を受けて、消費者庁は機能性表示食品制度の在り方について検討し、5月末を目処に取りまとめる方向。課題として浮かび上がってきたのは、製造工程や出荷試験などの品質管理の甘さで、国の食品行政の在り方が問われる事態に発展している。
- ・摂取後の健康被害が確認されているサプリ「紅麹コレステヘルプ」の原料を製造していた小林製薬大阪工場では、製造・品質管理に関する指針「GMP(適正製造規範)」の認証を取得していなかった。代わりに、同社は食品衛生管理の国際基準「HACCP(ハサップ)」の考えを取り入れた大阪府の「食の安全安心認証制度」の認証を受けていた。
- ・ハサップとGMPは原材料から製品出荷までを確認する手法は共通している。ただ、ハサップが「衛生管理で特に重要な工程」を重点的にみるのに対して、GMPは全工程を「ガラス張り」にする効果があり、医薬品では取得が義務付けられている。適切なGMPに基づいて製造工程管理を行っていれば、普通は工程の途中で菌の変異や混入を止められるのでトラブルは起きないと言われている。
- ・5月10日の投資家向け説明会で小林製薬は、製品の自主回収などの費用として令和6年1~3月期連結決算で特別損失38億円を計上すると発表し、再発防止策の策定などを検討して早期公表したいとしている。同社は健康被害を1月に把握したが、公表まで約2ヶ月かかった対応の是非などを調査するため、外部の有識者や社外取締役による検証を進めている。
- ・当問題は、摂取者5人の死亡と200人超の入院に発展しているが、警察が摂取と被害の因果関係を明らかにして立件するには予見可能性の認定が難しく、事件化は困難との見方が大勢を占めている。
- ・なお、5月30日の監査技術ゼミで遠藤元一弁護士は「いわゆる経営判断原則マターに監査役等はどのような監査を行うべきか」の演談の中で本件を取り上げられ、会社側の対外公表がどの時点でなされるべきであるのかの議論がなされ、もっと早めに公表されれば被害も少なく出来たのではないかと指摘あり。

- ・消費者庁の専門家検討会が5月23日の最後の会合でまとめた機能性表示食品制度見直しの提言案を受けて、31日政府は関係閣僚会議を開き、機能性表示制度に関する今後の対応方針をまとめた。まず、健康被害情報の提供を法的義務とし行政の関与を強化し、守らなければ機能性表示を行わないよう指示・命令し、営業停止や禁止の措置も可能とする。更に、GMPに基づく製造と品質管理を義務化とし、届け出事項を守っていることを年1回自己評価し公表する事を義務化することになる。

#### **10) USスチール臨時株主総会で日鉄の買収計画案を承認、欧州委員会も承認、米政界からは逆風やまず**

- ・米鉄鋼大手USスチールは4月12日、臨時株主総会をオンラインで開き、日本製鉄による買収提案を賛成多数(71%)で承認した。米議決権行使助言会社のISSとグラスルイスはともに好条件だと評価しており多くの株主が支持したものの。
- ・5月3日、欧州委員会は、日本製鉄によるUSスチールの買収計画について、EU競争法上の懸念を引き起こすものではないとして、承認したことを公表した。
- ・欧州委員会の承認により、米国以外の関係規制当局(メキシコ連邦経済競争委員会、セルビア競争委員会、スロバキア経済省、トルコ競争当局、英国競争当局)の全てから承認が得られたこととなる。
- ・一方、USスチール労働組合の反対や、11月の米大統領選挙など、懸案が山積みされているところ、米国司法省の企業結合審査において、情報及び資料の第二次請求(セカンド・リクエスト)が出されたことを踏まえ、5月3日、日本製鉄は、買収実行の予定時期を、2024年第2又は第3四半期から、2024年第3又は第4四半期に変更することを公表した。
- ・なお、欧州委員会の承認、米国の審査状況および日本製鉄の買収実行予定時期の変更等については、下記のURLを参照されたい。

(欧州委員会の承認について) <https://competition-cases.ec.europa.eu/cases/M.11476>

(米国の審査状況と買収実行時期の変更について) [https://www.nipponsteel.com/news/20240503\\_100.html](https://www.nipponsteel.com/news/20240503_100.html)

(各国規制当局からの承認取得状況について) [https://www.nipponsteel.com/news/20240530\\_100.html](https://www.nipponsteel.com/news/20240530_100.html)

#### **11) 厚労省は従業員保護のため、カスハラ対策を企業義務化すべく法令改正の検討に着手**

- ・顧客が理不尽な要求をする「カスタマーハラスメント」(カスハラ)を巡り、厚労省は従業員を保護する対策を企業に義務付ける検討に入った。具体策として対応マニュアル策定や従業員から相談を受ける社内体制の整備などが浮上している。労働施策総合推進法改正案を令和7年の通常国会にも提出する模様である。
- ・カスハラは近年、小売りやサービス業界を中心に社会問題化となり、被害から守るために従業員の名札や、公共交通機関の運転手の氏名表示を辞める動きが広がっている。背景として日本社会特有の「顧客第一主義」が指摘されており、法改正が改善への布石となる可能性がある。品質やサービス向上につながる正当な要求とどう区別するかが検討課題となる。
- ・政府は6月頃に策定する経済財政運営の指針「骨太方針」に対策強化の方向性を明記する見通し。その後、労使の代表らを交えた労働政策審議会で慎重に検討を進める。労働施策総合推進法は元年の改正で、職場でのパワハラ防止策に関し、従業員の相談に対応する仕組みを企業内で整える様義務付けた。厚労省は4年にはカスハラを巡り、事例ごとの対策を記したマニュアルを策定。企業に従業員の安全確保や精神面への配慮などを求めた。さらに今回、推進法改正による対策強化を模索している。
- ・サービス業などの産業別労働組合「UAゼンセン」が今年、約3万3千人に行った調査では46.8%が「直近2年以内でカスハラ被害にあった」と回答。具体的な行為は「暴言」が39.8%で最多。次いで「威嚇・脅迫」14.7%、「同じ内容を繰り返すクレーム」13.8%などとなっている。以上。